

第十三回 参議院建設委員会會議録第四十六号

昭和二十七年五月二十九日(木曜日)午後零時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君

理事 田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常猪君
深水 六郎君
徳川 宗敬君
前田 國君
門田 定藏君
松浦 定義君
瀬戸山三男君

衆議院議員

事務局側

常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 武井 篤君
常任委員 會專門員

説明員

国税庁直税部 村山 達雄君
所得税課長 塚田 満彦君
国税庁直税部 産税課長 鬼丸 勝之君
建設省住宅局 住宅企画課長

○宅地建物取引業法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 宅地建物取引業法案を議題に供します。

○田中一君 国税庁のかたに伺いたい

のですが、現在土地建物の取引を業としておる業者がたくさんございまして、これに對しては徴税方法はどういう形を以てやつておりますか、一応御説明願いたいと思ひます。

○説明員(塚田満彦君) 今の御質問の趣旨は所得税をどう課税しておるかという事だと思ひますが、それについては私は評価のほうを……土地建物、富裕税その他の評価のほうを担当しておりますので、ちよつと只今の御質問には正確なお答えはできないかと思ひますので……

○田中一君 私が伺いたかつたのは、現在のこの法律で登録されようとしておる業者がですね、取引の主体といふものに對して無論法人その他に根據その他によつて基準はわかると思ふのです。併しながらこの個人でやつておる業者に對してはどういう基準で、或いは認定でやつておるか。少くとも徴税するほうの側でその実体をつかんでおると思ふのです。そういう意味でこの業者そのものの内容を一応知りたいために、法人は別です、個人の場合を伺いたかつたのですが、若しも御出席の政府委員のほうで不適当なら、至急にそのほうのかたをお呼び願いたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はどうですか。間に合いますか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を初め

【速記中止】

【速記中止】

○田中一君 私はどうも提案者に前回の委員会でもいろいろお願いをして、こういう修正案がでないだらうかというお願いをしておつたのですが、従来は戦後自由営業時代には建設業といふものにあらゆる面の遊び人と申しまして、無職の人間が看板を掲げまして、実際にその業をやらずして、土木建築業をやらずして、或いは博奕を打つとか、甚だしいのは法に触れるような陰の業を営む人たちが、御承知のように各盛況場におつたところの親分たち、そういうものが土木建築業を営まざつて、ただ看板だけを掲げて国民にとつて余り嬉しくないような行動があつた。それが建築業法が出来ましてから一応の資格を定められたわけですが、一応の基準がきまつたわけですが、そのためにシャット・アウトされました、現在ではそういうものはGHQのあししたボス退治の方針と相つて地下に潜つたような形であります。従つてこの人たちは無職のような立場でおる人が大部分であると思ふのです。この際この宅地建物取引業法のこの内容を見ますと、何ら身分上の、或いは資格上の、或いは智能的な何らの制限なしに誰でもできるのです。無論二年後は登録申請書に建物取引業の経験なども入ります。この経験がなければ、一応「直前一年の各事業年度における事業実績」といふことで二応二に關所があるわけでございます。併し現在ではそういうものは何にも條件なしに誰でも申請に應じて所定の條例でできたところの三千円以下の登録手数料を拂えば業者として登録されるわけです。無論それには例えは登録の拒否の條項はいろいろございまして、ございまして、これ以外のものは例えは博奕打ちでも或いはたぐさん犯罪もありまして、泥棒も正業だなんて思つておるような人たちも一遍看板だけもらつて商売をしておつたという、看板をとりたいたためにそれをやる處が多分にある。こういうことは延いては健全な業者の營業を育成するのじやなくて、曾つて土木業者が戦後非常に不評判を受けたと同じような宅地建物取引業者が又その汚名を着るのではなからうかという点に何とか軽い意味の關所を設けたい、それには試験制度その他のものは適當でないとするならば、法律できまつて都道府県知事が審査をするというやうな軽いものでもあればいいのじやないかというやうな考え方を持つておるので

○衆議院議員(瀬戸山三男君) この問題では今もお話がありましたようにたゞたゞお質疑があつたわけでありまして、それに對して私もその程度お答えいたしましたように、今田中委員のお説のやうなことは一応尤もであるといふ考えを持つておつたのであります。

現在でも必ずしもその御意見が不適当であるとは考へておりません。併したゞ／＼申上げておりますように、この業界に對しては初めての立法でありますので、成るべく何と申しますか、業界に對する動搖を與えたり、又業界に對して或る程度の規制を加えるという感じを與えないで一応この業法によつて業界の取締と共に業者の何と言いますか、向上を圖りたい、こうお答えするの非常に濃たる氣持であります。それに今お話のように拒否の要件も相當ありますし、先ほどいろいろ例に出ましたやうなかた／＼が拒否の要件に當れば登録を許さない。仮に登録を許しまして今お話のようにただ看板を掲げては何かの商売をするのだ、カモフラージュするやうなことはありはしないかというお話なんです、そういう場合はこの法律そのものの目的から申しますと、いわゆるその業を営んでおらないのでありますから、この法律が問題にする弊害といふものはないことになると私は思ひます。ただこういう看板を掲げておるが、全然別個に別の業務を営むといふことになりましたら、この業法そのものの狙ひでなく、ほかの法で取締つてもらうより仕方がない。ただ田中さんが非常に憂慮されるのは、この業者がいわゆる看板を掲げてこういう悪さをしておるがという別な問題であります。その点に對して業者に對して却つて不信を招くのじやないか、そういう御心配だと思ひます。

現在でも必ずしもその御意見が不適当であるとは考へておりません。併したゞ／＼申上げておりますように、この業界に對しては初めての立法でありますので、成るべく何と申しますか、業界に對する動搖を與えたり、又業界に對して或る程度の規制を加えるという感じを與えないで一応この業法によつて業界の取締と共に業者の何と言いますか、向上を圖りたい、こうお答えするの非常に濃たる氣持であります。それに今お話のように拒否の要件も相當ありますし、先ほどいろいろ例に出ましたやうなかた／＼が拒否の要件に當れば登録を許さない。仮に登録を許しまして今お話のようにただ看板を掲げては何かの商売をするのだ、カモフラージュするやうなことはありはしないかというお話なんです、そういう場合はこの法律そのものの目的から申しますと、いわゆるその業を営んでおらないのでありますから、この法律が問題にする弊害といふものはないことになると私は思ひます。ただこういう看板を掲げておるが、全然別個に別の業務を営むといふことになりましたら、この業法そのものの狙ひでなく、ほかの法で取締つてもらうより仕方がない。ただ田中さんが非常に憂慮されるのは、この業者がいわゆる看板を掲げてこういう悪さをしておるがという別な問題であります。その点に對して業者に對して却つて不信を招くのじやないか、そういう御心配だと思ひます。

現在でも必ずしもその御意見が不適当であるとは考へておりません。併したゞ／＼申上げておりますように、この業界に對しては初めての立法でありますので、成るべく何と申しますか、業界に對する動搖を與えたり、又業界に對して或る程度の規制を加えるという感じを與えないで一応この業法によつて業界の取締と共に業者の何と言いますか、向上を圖りたい、こうお答えするの非常に濃たる氣持であります。それに今お話のように拒否の要件も相當ありますし、先ほどいろいろ例に出ましたやうなかた／＼が拒否の要件に當れば登録を許さない。仮に登録を許しまして今お話のようにただ看板を掲げては何かの商売をするのだ、カモフラージュするやうなことはありはしないかというお話なんです、そういう場合はこの法律そのものの目的から申しますと、いわゆるその業を営んでおらないのでありますから、この法律が問題にする弊害といふものはないことになると私は思ひます。ただこういう看板を掲げておるが、全然別個に別の業務を営むといふことになりましたら、この業法そのものの狙ひでなく、ほかの法で取締つてもらうより仕方がない。ただ田中さんが非常に憂慮されるのは、この業者がいわゆる看板を掲げてこういう悪さをしておるがという別な問題であります。その点に對して業者に對して却つて不信を招くのじやないか、そういう御心配だと思ひます。

現在でも必ずしもその御意見が不適当であるとは考へておりません。併したゞ／＼申上げておりますように、この業界に對しては初めての立法でありますので、成るべく何と申しますか、業界に對する動搖を與えたり、又業界に對して或る程度の規制を加えるという感じを與えないで一応この業法によつて業界の取締と共に業者の何と言いますか、向上を圖りたい、こうお答えするの非常に濃たる氣持であります。それに今お話のように拒否の要件も相當ありますし、先ほどいろいろ例に出ましたやうなかた／＼が拒否の要件に當れば登録を許さない。仮に登録を許しまして今お話のようにただ看板を掲げては何かの商売をするのだ、カモフラージュするやうなことはありはしないかというお話なんです、そういう場合はこの法律そのものの目的から申しますと、いわゆるその業を営んでおらないのでありますから、この法律が問題にする弊害といふものはないことになると私は思ひます。ただこういう看板を掲げておるが、全然別個に別の業務を営むといふことになりましたら、この業法そのものの狙ひでなく、ほかの法で取締つてもらうより仕方がない。ただ田中さんが非常に憂慮されるのは、この業者がいわゆる看板を掲げてこういう悪さをしておるがという別な問題であります。その点に對して業者に對して却つて不信を招くのじやないか、そういう御心配だと思ひます。

現在でも必ずしもその御意見が不適当であるとは考へておりません。併したゞ／＼申上げておりますように、この業界に對しては初めての立法でありますので、成るべく何と申しますか、業界に對する動搖を與えたり、又業界に對して或る程度の規制を加えるという感じを與えないで一応この業法によつて業界の取締と共に業者の何と言いますか、向上を圖りたい、こうお答えするの非常に濃たる氣持であります。それに今お話のように拒否の要件も相當ありますし、先ほどいろいろ例に出ましたやうなかた／＼が拒否の要件に當れば登録を許さない。仮に登録を許しまして今お話のようにただ看板を掲げては何かの商売をするのだ、カモフラージュするやうなことはありはしないかというお話なんです、そういう場合はこの法律そのものの目的から申しますと、いわゆるその業を営んでおらないのでありますから、この法律が問題にする弊害といふものはないことになると私は思ひます。ただこういう看板を掲げておるが、全然別個に別の業務を営むといふことになりましたら、この業法そのものの狙ひでなく、ほかの法で取締つてもらうより仕方がない。ただ田中さんが非常に憂慮されるのは、この業者がいわゆる看板を掲げてこういう悪さをしておるがという別な問題であります。その点に對して業者に對して却つて不信を招くのじやないか、そういう御心配だと思ひます。

が、その点もあると思います。併しそれは業界においては、特にこの業法ができませんれば、現在でもあります各地域ことの組合であるとか、協会であるとか、又全国の協会も促進したいというような御希望があるようであります。そういう点で問題は結局業界の自衛ということに待たなければ、ただ法律一片で業界を向上せしめるというようなことは私はできないと思います。そこでこの基準の法を作つて、これに對して業界の自衛もしてもらいたい。これは業界でも相当そういう強い御意見があると思います。そういう、兩々相待つて一つ順次これをうまくやつて行きたい。どうしてもそれでもないかといふような事態が若しありますれば、田中委員のお説のように、或る程度の止むを得ず相当な基準を設ける、こういう段階に漸次進んで行つたほうがいいのじやないか、これがまあ打明けたところの提案者の氣持であります。

○田中一君 事実野放しになつておりますところのこの業者を、こうした意味で一応統制して規制するという点は賛成なんです。賛成なんですが、只今お話のように業者自身の自肅において云々ということはいわゆる法律を作らんでもできるのです。法律を作らんでも、正しい業者が正しい営業をするならばあえて、法律を作らんでもいいのです。従つて法律を作る以上、結局法律でその業者の正しい営業を保護する意味でそうした條文があつて欲しいということを申上げているのです。従つて今お話のように一応これを作つて見る、作つて見て悪ければ明日にでも直して行けばいいのじやないかという御

説明ですが、これも一応御尤もですが、併しそれでは余り法を弄ぶものじやないかという考え方もするわけなんです。で、若しその点が了解されなければ私はこの業の実体というものを記録する考え方ですね、先ほど難談中にも石川議員からもそういうお話がありました、その業の実体を、金銭は別にしまして、取引そのものを記録する。そうしますれば、今この第四條に現われた登録の申請の場合にも、直前一年の各事業年度における事業実績の概要を記載した書面」ということは、日々取引の実体を記録しておけばそいまでできるのです。そういう点において多少その登録合帳的なものか何かなくちやならないということぐらひは先ほどその資格を設けると同じような、それができなければせめてそのぐらひのことは御考慮になつて頂きたいと、こう考えるのです。で、衆議院の審議の過程においてそういう問題が起きたかどうか、その点瀬戸山議員から一つ衆議院におけるそうした問題を御説明願えれば結構です。

○衆議院議員（瀬戸山三男君） 実は衆議院でこの実体について審議をされるときに私旅行中で、他の提案者が説明されたので、直接にその衝に当つておりませんでした。併し今政府関係の人に聞いて見ますと、衆議院のほうでは余り、そういう問題は出ておらなかつたようであります。ただ今お話のようなことはたしかに必要なことでありますので、最初そういう案もたくさんですてはおりましたが、それについては相當な異論もあつて一応今度は創除いたしました。併し前にも問題になりましたように、この第二十一條に監

督の地位にある都道府県知事は書面帳簿その他について検査することができるといふ規定もありますので、現在のところではそういうものがなければ実際商売ができませんし、更に継続して更新の登録をする場合においても、事業の実績を添附書類で出さなければ登録を受けることができないという間接的な制約もありますので、どうしてもいわれるまじめにこの事業によつて生活をして行こうという業者でありますれば、何か抛りどころがなければ幾ら頭のいい人でもただ胸算用だけでは一年間の業績を現わすということではできないと思います。従つてそれについては行政指導によつて指導をして、或る程度の今お話のような帳簿は実際問題として指導して行かなければならん、こういう考えを持つておるわけであります。

○田中一君 どうも私がこういう業界の知識がないのかも知れませんが、口先だけで商売ができる実体のように考えるのですが、無論企業的な大きな組織はこれは別ですがね。私は一面口先だけで商売をやつておるような人たちも、若し仮にまじめにやつておるものならばそれを救いたい。従つて全体のこういう枠を外して誰でも来いということには一応賛成するのです。例えばくどく申しますけれども、未亡人とか、引揚者とか、営々として口先一つでお世話をして多少のお札をもらつてで相当な生活をしている人もおるのです。枠を外すことは賛成ですが、枠の外し方が余りに野放しではないかというのです。

○衆議院議員（瀬戸山三男君） その点にはたび／＼質疑もあるし、お答えもい

たすわけですが、今業界の全員の業態がわからないから、一応これで法律を作りますればどういう業者があるかということははつきりいたすわけです。それから業界の向上も図りたいし、取締るべきところは取締ればこの法の欠陥も出て来やしないか、こういう考えでおりますので、将来を期したいというのが本当のところでありました。

○田中一君　戦前にあつた古い羽織袴
 則、これには私の言つた事務的な面は
 資格の問題と……私の今問題にします
 のは、資格という言葉が適當かどうか
 知りませんが、それと、帳簿を備へ付
 けるというような言葉はありません
 か。

○説明員(鬼丸勝之宅) 戦前の取締は御承知のように地方條例、警察命令として出しておつたのですが、その中でも資格は資産要件を規定いたしてあります。大体警視庁令によりますと、二千円以上の不動産を所有するもので、且つ營業上適當と認めるものというふうなことになっております。帳簿の備え付けの義務はそれにはなかつたと思ひます。監督上当然そういう帳簿を調査する権限が與えられておつたと思ひます。

○田中一君 曾つて私が土木建築事業に對する取締規則が確かに警視庁か或いは東京都の何課であつたかにあつたと思ひますが、この場合には必ず請負合帳というものは備え付けなければならぬといふような規則があつた。従つて非常に旧法から見ると解放された民主的な法案で結構と思ひますけれども、せめてそのくらいを持つことが本當の業者を守ることになるのではなかつたか。

ろうかという点なのですが、どうもこ
れは何遍押問題しても瀬戸山君にも済
まんと思うのすが、その点については
再三やつておりますから、御答弁頂か
なくても結構です。

○石川榮一君　今田中さんの御質問も
妥当な質問と思いますが、衆議院を通
つておることであるし、第四章の雜則
の二十一條に帳簿、書類を中心にして
業務上の検査をすることができるとい
うのでありますから、この裏を返しま
すれば、帳簿、書類を持たなければな
らんとすることにも説めると思いま
す。第二十一條、こういふようなもの
で一応その帳簿検査或いは書類の検査
等の検査をするといふことであります
れば、なければならぬといふことに裏
返しをすればなると思ひます。そうい
う含みで一つ運営を図つて行くといふ
ことで田中さんの御了解を願つたらど
うですか。

○田中一君 今国税庁のかたを呼んでいらつしやるのですが、その人に聞きまして、それを一遍質疑をいたしまして、これで私の質疑を打ち切ります。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ほかに御質問ございませんか。

○石川藥一君　一應伺いたいののは一体三千円ときめた根拠はどこにあるのですか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) これはきめた基準というのは別に特別な基準というのではありませんが、建設業法とこの登録その他について大体そういう基準の立法例があるわけでありませう。併しこれは三千円と限定することは各地方によつて必ずしも妥当でない。最賃額をきめまして、地方の業者の数で多少とか、業態であるとか、登録者の数

る形勢にございまして、これも大開いたしませんが公益法人として建設大臣の許可を受ける団体にした。こういうような協会のほうの動きもございします。そうなりますと、こういう全国的な協会をできるだけ育成いたしまして、こういう協会と相携えて業界の向上を図つて参りたい。かように考えております。

○田中一君 鬼丸君にちよつと伺いたのですが、紹介業取締規則（警視庁令）の第四項を見ますと、ちよつと今の御説明に思ひ違ひがあるかと思ひますが、ちよつと御訂正願ひたいと思ひます。

○説明員（鬼丸勝之君） 先ほどの書類の備え付けの点は明記してございしますから、どうぞ……。

○田中一君 国税庁のかたに伺いたのですが、宅地建物取引業法を一応法文を御覽を願ひたいと思ひます。実は現在野放しになつておられますところの宅地建物の取引業者がおります。この業者は大体納税申告は青色申告を大体やつておりますか。個人の場合を伺ひたいのですが……。

○説明員（村山達雄君） お答えいたします。特に建設業者が青色申告をやつていられるかどうかというところは私今不明でございまして、普通並みにやつていられるのではなからうかという推定でございします。と申しますのは、現在建設業者で青色申告をやつております数が大體十九万くらいございします。ですから建設業者のほうでも中にはやつておられるかたもあるのじやないかというふうな考へております。

○田中一君 私の申上げておるのは、法案をよく見てもらいたいと初めから申上げておるのですが、建設業者じやないのです。宅地建物取引業者を伺つておるのです。

○説明員（村山達雄君） 取引業者については大体同じような状況であると思ひます。

○田中一君 この法案には取引台帳的な業態をそのまま包含というか、記録するところの帳簿を備え付けるといふことを規定してないのです。ただ第四章の難則の立入検査ができる証票を必要とするということがあるわけなんです。私は皆さんも御承知のように土地建物取引業者というのは、口先一つでも商売ができるのです。又口先一つで商売をしてる零細な業者もおるわけなんです。これを対象にしているわけなんです。そういう帳簿がない場合には、大体徴税方法は青色申告をしない場合にどういう方法で徴税をやつておられますか。

○説明員（村山達雄君） これは宅地建物の取引業者のみならず、一般に帳簿の不完全の業者が多いのでございまして、この点については特に業種ごとに特別の取扱をしておるといふことはございしません。大體の見方といたしましては、我々の言葉で申します間接資料を収集いたします。先ずその取引先は一体どこか、そして取引先の帳簿につきましては売買その他の資料を集めます。その台帳となるべき例えはブローカーならブローカー、その他の業者でありますならば、その他の業者の店舗に臨みまして、それから合符記録があるかないか、それからその取引はその人の申立の中、取引の中に含まれていられるかどうか、含まれていられるとしますと、相当この人は信憑性が強

いということになります。若し相手方から得ました資料が問題になつておる納税者の記録乃至申立の中に含まれていないといたしますと、その人の申立は一般に信憑性が薄いということになつて参ります。そうなりますと、一般的に経済資料であるとか、或いは個々にどういふ取引がある、そういうところをどん／＼追及して行かなくてはなりません。こういうふうなことをして、大體の売上げが推定される。売上げが推定されればと業種ごとに或る程度の利益率というものがわかつて来るのでございします。標準的な利益率を立てまして利益を算定する、こういう方式をとつております。

○田中一君 この法律は、第十七條に報酬規定があるのです。都道府県知事がきめたところの報酬の額をきめる。併しなからこれは報酬の額と言ひますが、恐らくパーセンテージが出ると思ひます。併しなから実体はあなた

のほうがよく御承知だと思ひます。土地の売却をやる場合に、土地の時価というもので以て無論取引するものですが、併しなから帳簿の価格というものがあつたわけなんです。無論契約の一つの標準価格はあるわけなんです。これで取引された実体はないのです。併し一応あなたの方で言つていられる立証する資料というものは、お互いに取引の相手方も、依頼者も、依頼者同士がお互いの時価というものは随分のが通例なのです。当り前のことなんです。これを恐らく徴税の係のかた／＼も一応これは或る程度までは認められておるものだと考へておられます。その際私は何もあなたの方に、国税庁に税金をたくさん取つて欲しいといふことを言つ

ているのではないのです。ただ取引の実体を立証するのに、取引の実体をあなた方が認定する場合に何かの根拠がなければならぬ。御承知のように一応仲介業者が中に入つて双方の取引が行われますけれども、勝手に買手と売手が契約を結ぶこともあり、この取引業者の手を経なければ土地建物の取引ができないという法律でもないから、従つて口先一つで相手と相手に取引して自分は何も知らん顔をして、帳簿も何も要らない、契約書も要らない、その間に立つてお礼をもらえばよい。これはこの法律で幾らこれを規定しても駄目なんです。従つて看板を上げないでやつていられる場合に、あなたがその人間が何もしないでぶら／＼していつて實際正業がない、これは課税の対象にはならないで、失業しているでございしますという場合に、今度看板をいよく上げた場合にあなたの方でそれをどう取扱うのですか。

○説明員（村山達雄君） 別に看板を上げないという理由だけで課税の対象にならないといふことはございせん。看板を上げなくても所得があらまれば課税の対象になります。現在調査しておりますのは、繁華街は勿論でございしますけれども、全部調査してございします。従つて一見しもたやのような感じがいたしましても、これは如何なる方法によつて生計の途を立てていられるのであらうか、家族の状況はどれくらいであらうか、生計費はどれくらいかかるものであらうか、その点について疑念があらますれば徹底的に追及して行かれます。若干関連いたしますが、土地建物の価格その他は税務署に

おきまして予備調査をしてございします。この農地は一反五万円のところもありましますし、八万円のところもありまします。中には特別の取引として反三十万円程度で以て取引される実例もございします。手数料はどれくらいかというところは年々歳々調べてございします。ですから、それでないという申立をしたときに、その申立が真実であるかどうかということがむしろ調査の対象になるのでありまして、取引があらますれば、通常の所得というものはおよそ推定できるような仕組で年々歳々基本的な調査を進めております。

○田中一君 非常に正しいお言葉で結構でございします。併しなから私の伺つていられるのは、この法律では何れも取引の実体を記載しないでもいいことになつておる。若しそういう取引の実体が、売り方と買ひ方の間で取引があつたといふことの記載された仮に帳簿があれば、あなたの方ではあなたの方でそこまで裏へ廻つて調査しないでも取引の実体は把握できますね。それがない場合には、あなたがたの認定で多額の税率をかけるのではなからうかと心配していらるのです。そこでこの法律に帳簿くらいはあつたほうがいい、置くべきだ、置かなければならぬといふような規定を作りたい、こう思つたためにわざ／＼あなたに來て頂いたのです。私はあなたがたが認定で以て帳簿が何もないからといつて、いろ／＼な国の費用をかけて調査をして、そうしてやつと実体はつかまえたが、なか／＼これはあなたがたは今立派におつしやいます、なか／＼実体はつかまえられるものではない。そうするよりも、こういう法によつて、看板を上げた立派な業者が

できるならば、そうしたものが取引台帳みたいなものがあつて取引の実体、この法律は報酬の場合でも幾らを超えてはならないとありますが、例へば両方から仲介業者は報酬をもらうのですから、実際の場台において一割を三分に負けて下さいと言われて三分に負けたという様な場合に、この法律は超えてはならないというのですから、それをあなたも今まで相当お調べになつても実体が把握されない場合には、認定でやられる。あなたたちはいろ／＼な手を使つて調べた上で認定をする。その場合苛酷なことがあつてはならないと思つて実は何つてゐる。今お話をうなことはあなたのおつしやる通りですが、今の徴税官としては正しい行き方でありますが、帳簿がないために認定されて、今言ふ通り最初一割ときめたら一割取つたらう、いや三分しかもらひません、いや一割取つたに違ひない……こう言われても、あなたがそういう認定をする場合には、止むを得ず、なか／＼税務署のかたは怖いですが、(笑)どうして一割取られてしまふような虞れがある。そういう虞れがあつては、折角一生懸命商売をしてゐるにかかわらず、税務署にいじめられては困るというので、そういう規定を設けたらどうかというのを諸願者も請願してゐる実情です。くどく説明しないでも……法案をお読み下さい、幸いあなたの方で申上げた面でもあれば一応正しいと、その実体があつたということはお認めになりませぬ。

○説明員(村山達雄君) 帳簿が作られた場合にその帳簿が正しいかどうかということはやはり監査の対象になります。

○田中一君 取引の実体だけはわかるわけですね。

○説明員(村山達雄君) それが非常にむずかしいのでございまして、取引のうち脱漏してゐる部分があるかないか、或いは取引金額がそのまま記載されてゐるかどうかが、経費が過大に記載されてゐる傾向がないか、或いは悪意でなくて税法上私生活に属する部分の支出を営業費、営業の経費として使つてゐる事実があるかないか。これらの点がございまして、帳簿がありましますと第一にそのなりやうです。長年経営いたしますと決定的に調べて参つて、毎年々々幾ら調べてもこの人の帳簿が正しいということになりますとそこに一つの信用鑑定が出まして、大体この人の作るものは間違ひないという事になります。疑つてかかるわけではありませんが、事務的に一応書類だけは全部監査の対象にしております。

○田中一君 もう一遍伺ひますが、それではこの新しく出る法律にそういう帳簿を置かなければならない。取引の実体を記載した帳簿を置かなければならないと思ひますか、ないほうがよいと思ひますか。

○説明員(村山達雄君) 如何なる場合でも帳簿はあつたほうが、我々の立場では結構でございまして。

○田中一君 非常に我が意を得た御答弁であります。(笑)これで国税庁に對する質問は終ります。

○門田定藏君 今田中委員からお尋ねがありましたけれども、私は帳簿の間題ではなくしてプロカーの問題について伺ひますが、我々はこの終戦後聞いたり見たりしてゐるのですけれど、何もしなないでプロカーをやつてゐる人、例へば一つの会社を、三億円の会社を周旋した、その世話が成立つて報酬を何百万円ももらつた。そうして我々の聞いているところではその委に三百万円の家を買つてやつた。こういうことやいろ／＼のことを聞くのであります。大体こういう種類のものに対しては国税庁あたりはどういう措置をやつておられるのですか。

○説明員(村山達雄君) そういう種類の人があつたとわかつてすれば勿論課税するわけではございまして、どういふ端緒でわかるかというところが問題でございまして。これは所得といふものはなかなか隠したいものでありまして、結局資産を形成いたしましたから、消費に使用するか、或いは資産の形で預金するか、又は株が殖えるか何かの形で殖えて来るわけではございまして。それらの端緒が出ますと、これは如何なる原因に基いたものであろうか、或いは隠匿した所得の一つの氷山の現われではなからうかという疑いを持つわけではございまして、その点が追及の対象になるわけでありまして。私生活が派手になるとか、噂が立つとか、店舗を拡張したとか、使用人が殖えたとか、いろ／＼ございします。なか／＼箇簡預金をやつて噂が立たないといふことになりまして、場合によりまして、まあ普通並みの課税しか行われぬことも間々ございしますが、併しつかは所得といふものは現われるわけではございまして、この所得を現わさないで一生過ごすといふことは、なか／＼これは目的にも反するわけではございまして。そこで現われたときに原因を追及して参りまして、若し過去の脱税でありますと、追徴税、加算税の問題になつて来るわけではございまして。

○門田定藏君 よくわかりましたが、株を買つたりいろ／＼自分が所得したつまり費用を使へばわかるのですが、使わずにおつても多分国税庁あたりではよくわかることであると思つておりますが、我々が見ておられるのは、これは金のある者が何百万円の家を建てておると、これはどうしたかといふと、或る政治家から建ててもらつたとか、これはどうだと聞くと、どこの会社の周旋したために幾らももらつたと、こういうことではいろ／＼我々の耳に入つておる。これを税務署あたりの人間は知らないわけがないと思つてゐる。然るに一般のサラリーマンや、こゝにい所得者は隠すことができない、税を取られるが、そんな何千万円ももらつた人に限つて税を拂つてないのです。これを何とかしてやらんと、小さいものが浮ばれんぞ。こういう者を一体どういふふうにかつておられるか。表面上はあなたのおつしやることはよくわかるけれども、一般の人はよく見てゐる。税務署は一体あつた人を見ても、税務署のかと見ておるんです。小さいものじやない。今の政府はこゝまい「めだか」を擲つて、ああいう大きい奴を逃しておる。これを一つ国税庁はもつと大きな目を開いて、何とかやつてもらいたいと思つてゐるが、これに對して一体どうお考えですか。

○説明員(村山達雄君) そういう人がございしたら、全く我々といひましたし、御質問の趣旨と同様の考えを

持つております。まあ具体的に若し名前を挙げて頂きますれば、どんな課税状況になつておるかといふことを調べますが、一般的に見て終戦後そういう傾向はまだあるかも知れませんが、非常に減つて来ておる感じが持っております。第三者通報制その他もございまして、これも賞金と言ひますか、相当多いために、これによりまして端緒を得ることも多いのでございまして。又人の口を立てられないと申しますが、とかく噂になりやすいので、これが調査の端緒になる例も非常に多いわけではございまして。今でもそういう人がございまして一つでございだけお知らせを願ひたいと思ひます。

○門田定藏君 只今大変いいことを聞きました。我々は随分警察に投書されて行かされて迷惑しますが、若しそういうことで例へば門田なら門田が或る会社の周旋をして、二千万円ももらつたか、こういう話がある、二号に三百万円入れてやつたという話がある、こういう場合でも入つた場合でせう、そういう場合は一体どういふ方法をとられるのですか。

○説明員(村山達雄君) 仮定の話であります。大体こういう場合は、国税庁の場合ですが、直ちに徴税のほうに調査命令が出るわけでは、恐らくその場合には会社の帳簿を先ず調べるわけではございまして。若し周旋料を出しておれば、経費が出ておるわけでは、それから若し二号さんのお話がありますれば、そのほうが先ず調査の対象になります。それらの資料を持つて本人の

家に伺うということになるだろうと思
います。

○門田定藏君 只今会社のほうと言わ
れましたが、私は会社などのことでは
ないので、我々聞いておるのは、政治家
が大きな金を儲けておる、こういうこ
とがあるのです。そういう会社なども
帳簿を持たずして、そういう会社の周
旋をしたことはわかつておるけれど
も、会社に行つて聞いて見るとい
うと、うちのほうからは周旋料は出して
おらんと、今言いますように妾を持つて
おる、妾に三百万円の家を建ててやつ
たと、こういうことが現われる、そう
して今度の選挙にはそういう人が一千
万円も使つて出て来ると、こういう話
は、これはこの間の新聞にも発表され
ておりましたが、これは一つ国税庁あ
たりが真剣にやつてもらいたいと思
うのです。それでそういうものに対し
て、例えば私のところに来て、お前は
どこの会社の周旋をして、一千万円も
らつたという話があるが、会社に行つ
て聞いて見ると違ふと言ふ、併しそ
ういふことをやつて、つまり政治を腐敗
させる政治家がたふさんおるのです
よ。そいつを一つあんたの手で何と
かやつてもらいたい、そういう場合に
は一体どういふふうに認定されるの
か。

○石川榮一君 大分時間もたつておる
のですが、本問題と大分離れておりま
すから、一応採決してからゆつくりや
つてもらいたいと思ひます。

○理事(小川久義君) 別に御発言もな
いようですから質疑は盡きたものと認
めて御異議ございませぬか。

○理事(小川久義君) 御異議ないと認
めまして、それではこれより討論に入
りたいと思ひますが、討論もすでに質
疑中に盡きたやうでございしますの
で……。

○田中一君 討論あります。

○理事(小川久義君) それではこれよ
り討論に入ります。御意見のおありの
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○田中一君 私はこの法案につきまし
ては、今まで野放しにされておつた業
者を法律の裏付けを以て、義務と権利を
与えるという点には原則として賛成で
ございします。ただ一、二点、若しも提
案者が御同意ならば、修正して頂きた
い点がございます。併しながらその点
も、もう会期も間近でありますし、提
案者からいろいろ謙々詳しい御説明が
ありましたので、一応了承しておきま
す。併しながら意見だけは記録に残し
たい、こういうふうに考えるのであり
ます。

第一の点は、何らかの業者の資格と
申しますか、誰でも自由にこの法律が
施行されたと同時に入れるというよう
な形でなく、一応取引業者としての一
定の資格を備えた者がこの業者として
登録される用意が欲しい、これが第一
点でございます。第二点は、先ほど国
税庁の所得税課長からも話がありまし
たように、やはり業者を守る意味にお
いて、取引台帳的なものがあつたほう
がいいような御意見も伺いました。た
で、私御同感でございます。これも、
若しもできればそういうものを近い将
来に置くような措置をとつて頂きた
い。そういうことについても提案者か
らの御了承があつたので、その点を希

望條件として、この業者の実体運営を
よく見極めまして、近い将来その点を
改正して欲しいという希望をつけまし
て賛成をいたします。

○理事(小川久義君) ほかに御意見あ
りましたら……別に御意見もないよう
でありますから、討論は盡きたものと
認めて御異議ございませぬか。

○理事(小川久義君) それではこれよ
り採決に入ります。

○理事(小川久義君) よつて本案は原
案通り可決すべきものと決定いたしま
した。なお本会議における委員長の方
頭報告の内容等前後の手続は、慣例に
よりまして委員長に御一任願ひたいと
存じますが、御異議ございませぬか。

○理事(小川久義君) 御異議ないと認
めまして、次に本案を可決されましたかたは成
規の手続によりまして順次御署名を願
ひます。

多数意見者署名
田中 一 石川 榮一
楠瀬 常緒 深水 六郎
前田 穰 門田 定藏
松浦 定義

○参議院議員(瀬戸山三男君) 宅地建
物取引業法案につきましては極めて御
熱心に慎重に審議して頂きましたが、委
員会の御可決を得ましたことを提案者
の一人として衷心より感謝いたし
ます。審議中にいろいろ将来について
の御意見なり御希望があつたわけであ

りますが、提案者といつても内
心御尤もである点が多々あるわけであ
ります。そこで御承知の通りに宅地建
物取引業者自体の全国的な実体が明確
になつておりませんので、本法の施行
によりまして当然それが具体的に明確
になつて来る次第であります。そこで
行政監督の地位にあります建設省、又
は都道府県知事が将来その実体をつか
むことがありますので、その際にはど
の点に改正すべき点があるか、又どう
いうふうな指導しなければならぬか
ということも明らかになつて来ると思
ひます。なお帳簿の点については本法
施行後行政的の指導によつてできるだ
け御期待に副うように努力して参りた
いということ、将来の改正について
は実体を把握しまして後に、お互いの
意見を承りながら成るべくよい法律
にいたしたいと、こういうお礼の言葉
と同時に将来に対する氣持を申し上げま
す。

○理事(小川久義君) 発議者の瀬戸山
君に対しまして労を多とし、感謝いた
します。只今お述べのようなお氣持で
将来とも善処されんことをお願いいた
します。

本日はこれを以て散会いたします。

午後一時十二分散会